

株式の併合に関する事前開示書面

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

2023 年 2 月 2 日

日医工株式会社

2023年2月2日

富山県富山市総曲輪一丁目6番21
日医工株式会社
代表取締役社長 田村 友一

株式の併合に関する事前開示事項

当社は、2023年1月17日開催の当社取締役会において、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)の併合(以下「本株式併合」といいます。)を目的とする、2023年2月17日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集することを決議いたしました。

本株式併合に関し、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第182条の2第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)第33条の9に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

(1) 併合の割合

当社株式70,384,700株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)

本第三者割当増資(下記2.(1)において定義)に係る本新株式(下記2.(1)において定義)が全て発行される時点に応じて、効力発生日を以下のとおりといたします。

①2023年3月9日までに本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、効力発生日を2023年3月31日といたします。

②2023年3月10日以降、2023年3月31日までに本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、効力発生日を2023年4月22日といたします。

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

10株

2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について70,384,700株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を合同会社ジェイ・エス・ディー(以下「割当予定先」といいます。)のみとすることを目的として行われるものであること、本第三者割当増資(下記(1)

において定義)に係る本新株式(下記(1)において定義)が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記(1)乃至(4)に掲げる事項に照らして、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 本株式併合の目的

当社は、2021年3月に富山県より、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務停止処分を受けました。また、業務停止処分を受けた富山第一工場において、製造する全製品について、厳しい品質評価等を行いながら、順次、生産・出荷を再開してはおりますが、同工場ではいまだ一部の製造予定品目については出荷再開には至っておりません。また、2020年12月、小林化工株式会社(以下「小林化工」といいます。)における生産・出荷停止の影響により、当社の連結子会社であるエルメッド株式会社(以下「エルメッド」といいます。)が同社に製造委託していた製品の販売が中止となりました。その結果、富山第一工場及び小林化工における品質問題に起因して当社の売上高が減少しております。また、毎年実施される薬価引き下げにより、収益構造の悪化が発生しております。

更に、2022年3月期において、北米事業にて投資を継続してきた、バイオシミラー(バイオ医薬品の後続品)、オーファンドラッグ製剤(希少疾病治療薬)の開発計画全体を見直したことに起因して、北米事業における投資に伴い計上していたのれん、バイオシミラー・オーファンドラッグ製剤等の開発に係る無形資産を中心に84,130百万円の減損損失を2022年3月期において計上することとなり、2022年3月期は、104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下いたしました。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして、2022年3月期の当社の連結財務諸表及び財務諸表の注記において、「継続企業の前提に関する注記」を記載することとなりました。また、2022年11月8日付「減損損失の計上に関するお知らせ」、2022年11月14日付「(開示事項の経過)減損損失の計上に関するお知らせ」及び2022年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや(2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失)、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準(IFRS)に基づき減損テストを実施した結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失を計上し、親会社の所有者に帰属する四半期損失54,817百万円を計上した結果、35,626百万円の債務超過となりました。

当社は、このような厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2022年5月13日開催の取締役会において、事業再生ADR手続(以下「本事業再生ADR手続」といいます。)の利用申請を決議し、事業再生実務家協会(同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経

済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。)に対し、本事業再生ADR手続の利用についての正式な申請を行い、同日付で受理されました。

その後、当社は、2022年5月26日に、本事業再生ADR手続の全対象債権者(以下「本対象債権者」といいます。)の出席の下、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)を開催し、その後、当社は、本対象債権者による債務免除の合意等を含む事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」といいます。)を策定し、2022年11月16日に事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2022年12月28日に開催した事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本対象債権者から合意をいただき、本事業再生計画が成立いたしました。

当社は、本事業再生計画案の策定にあたっては、当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、より強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善及び持続的成長を目的として、資本増強を伴った財務体質の抜本的な改善を実現すべく、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)をそれぞれ起用した上で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、本事業再生ADR手続の利用についての正式な申請以降、事業会社及び金融投資家を含む約40社のスポンサー候補に対して、スポンサー候補としての出資検討を依頼してまいりました。

かかるスポンサー探索の結果、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(以下「JWP」といいます。)が管理・運営する割当予定先を含む数社のスポンサー候補から最終的な意向表明を受領するに至りました。その後、当社は、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討を行った結果、割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断いたしました。なお、JWPは当社の再生に向けて、JWPが持つ幅広いネットワークと豊富な実績に基づく、着実な事業戦略の策定、経営管理体制の強化及び財務再構築支援等を通じ、当社が有する課題の解決と本来価値の具現化が重要であると考えているとのことです。

割当予定先は、当社に対するスポンサー支援に係る提案を行うにあたって、当社が再生を果たすためには、後発医薬品業界内だけの発想にとらわれず、外部業界からの知見とネットワーク等を積極的に取り入れることで、①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上を実現することが重要であるとの考えに至ったとのことです。具体的には、①品質保証・品質管理体制の強化に関しては、人材登用、管理プロセスの高度化等を通じた当社単独での強化に加えて、第三者との生産面・品質保証面での人的交流等、当該

第三者の有する知見の積極的な取り込みにより、確かな品質の医薬品を安定的に供給可能な体制の構築と迅速な全製造予定品目の製造を再開することが重要であると考えているとのことです。また、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上に関しては、2021年8月に資本業務提携契約を締結した株式会社メディパルホールディングス（以下「メディパル」といいます。）との連携を通じて「計画発注、計画生産」を始めとした提携モデルを具体化し、需要に即した生産体制を構築することにより販売・生産効率の向上を実現することが重要であるとの考えに至ったとのことです。加えて、これらの抜本的な構造改革を実現する上で、運転資金及び設備投資資金が必要であり、200億円規模の資本注入が必要であるとの考えに至ったとのことです。

更に、当社の時価総額に比してこのような大規模な資本注入を行う前提としては、割当予定先としては、当社を取り巻く厳しい経営環境や不確実性に照らして、当社を非公開化して迅速かつ抜本的な再生施策を実行する体制を構築することが必要と考えたとのことです。

具体的には、割当予定先としては、上場を維持した上での大規模な増資では、当社の少数株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、かつその後の事業構造改革は、中長期的には当社事業の改善に資すると考えているものの、短期的には収益性が悪化し、また、事業構造改革が奏功しない場合のリスクも存在することから、当社が上場を維持したまま事業構造改革を実施し、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすことは適切ではなく、当社の少数株主の皆様に対して合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのことです。特に、割当予定先としては、当社が、2022年3月期において、104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下しており、また、2022年11月8日付「減損損失の計上に関するお知らせ」、2022年11月14日付「(開示事項の経過) 減損損失の計上に関するお知らせ」及び2022年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや(2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失)、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準(IFRS)に基づき減損テストを実施した結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失を計上し、親会社の所有者に帰属する四半期損失54,817百万円を計上した結果、35,626百万円の債務超過となっている現状及び将来のキャッシュ・フローを踏まえると、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、当社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低く、かつ仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、この段階で、当社の少数株主に対して、割当予定先を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当増資による当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)における払込金額に対してプレミアムを付した金額を支

払うことは、当社の少数株主に対しても救済策となるものであると考えたとのことです。

当社は、割当予定先からの 2022 年 9 月 26 日付のスポンサー支援に係る提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化のみならず、当社の非公開化も含むものであり、当社の少数株主の皆様にも重大な影響を与えるものであったため、慎重な検討を行いました。

まず、当社は、割当予定先の提案に先立ち、複数のスポンサー候補とも接触し、当社に対する支援の可能性について協議し、スポンサー選定において、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討を行った結果、割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断いたしました。

また、当社は、2022 年 10 月中旬以降、割当予定先と再生施策の検討を進める過程で、当社が再生を果たすためには、品質保証・品質管理体制の強化、特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上等の迅速かつ抜本的な事業改革が必要不可欠と考えるに至り、割当予定先の提案内容は、当社の中長期的な成長を実現するために現実的かつ具体的な内容を示すものとして、当社の考え方と整合していると判断いたしました。また、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の少数株主の皆様を提供できる最善の条件であると判断いたしました。更に、当社としては、本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、割当予定先が当社を完全子会社とすること（以下「本完全子会社化取引」といいます。）及び上場廃止により、割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略（上記に記載の①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上）を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの判断に至りました。また、割当予定先からは、本完全子会社化取引後は、中長期的な視野に立った当社の成長の実現に向けて、当社グループと JWP が協働して、上記に記載の①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上に取り組む強い意向の表明を受けており、割当予定先は最善のスポンサー候補

であるとの判断に至っております。

以上の観点から、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、割当予定先からのスポンサー支援に係る提案が当社の企業価値向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であると考えております。

当社は、2022年11月14日付で割当予定先との間でスポンサー契約を締結し、これに基づいて本第三者割当増資を実施いたします。その後、当社は、当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当増資の実行後において、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、総額で約25億円（1株当たり36円）の金銭を交付することを内容とする本株式併合を実施いたします。本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、本完全子会社化取引を実施し、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としています。

当社は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案（第1号議案及び第3号議案）、本第三者割当増資の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案（第2号議案）、本新株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案（第4号議案乃至第6号議案）及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案（第7号議案及び第8号議案）（以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。）、並びに本株式併合に係る議案（第9号議案）及び単元株式数の定め等の廃止に関する定款の一部変更に係る議案（第10号議案）（以下、本第三者割当増資関連議案と併せて「本臨時株主総会付議議案」といいます。）を付議する予定です。本第三者割当増資の実行は、本臨時株主総会付議議案が本臨時株主総会において承認可決されること等を条件としており、また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当増資が実行されることを条件とするものです。

当社は、上記のとおり、本第三者割当増資を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが、当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策であるとの結論に達しました。そこで、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本完全子会社化取引においては、割当予定先は本第三者割当増資の払込前の時点では当社の親会社等に該当しませんが、当社は、割当予定先が本第三者割当増資を含む本完全子会社化

取引を通じて当社の株主を割当予定先のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本完全子会社化取引の公正性の担保、本完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記に記載の措置を講じております。

① 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本第三者割当増資は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、その後に割当予定先による当社の完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止が予定されていることから、当社の少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、割当予定先及び当社の経営者から一定程度独立した者として、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役である今村元氏（弁護士）及び当社社外取締役（監査等委員）である堀仁志氏（公認会計士）、並びに本件に類似する構造的な利益相反関係のある取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者として若槻哲太郎氏（弁護士、村田・若槻法律事務所）の3名で構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、赤坂国際会計から2022年11月14日付「株式価値算定書」（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。赤坂国際会計は、当社普通株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法、③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各算定方法のうち、DCF法を採用して、当社普通株式の株式価値の算定を行いました。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法：0円～41円

赤坂国際会計が当社普通株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法については、本株式価値算定書作成時点において、当社の業績見通し等が公表されていないことや、既に公表された本事業再生ADR手続に関する楽観的なシナリオに基づく投機的な取引が価格形成に一定の影響を与えている可能性

があること等から、本事業再生ADR手続が成立しなかった場合や本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が実施されない場合に想定される、当社の事業継続に及ぼす重要な影響が市場株価に十分に反映されていない可能性が高いと考えられ、市場株価平均法を採用する前提となる適切な情報開示がなされていないことによる株価への影響が無視し得ないものであると考えられることから、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該算定手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等が、当社においては、直近でいずれもマイナスとなることが見込まれており、適切に類似会社比較法を採用することが困難であると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

一方、当社普通株式の株式価値の算定に採用されている③DCF法については、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定手法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本株式価値算定書においては、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値を算定するものと説明されております。

DCF法では、当社が作成した2023年3月期から2027年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2023年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である9.3%~11.5%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を $\Delta 1.0\%$ ~ 1.0% として算定し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から41円と算定されております。

赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

また、当該財務予測は、本対象債権者に対して要請することとなる債務免除、本第三者割当増資を含む本完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期においては、富山第一工場の生産再開、メディパルとの「計画発注、計画生産」（注）を進捗させること等の生産・販売の改善効果に加えて、固定費削減、経費削減、プロダクトミックスの改善等のコスト削減施策を実施することにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年3月期から2027年3月期の各期においては、メディパルとの「計画発注、計画生産」、固定費削減、経費削減、プロダクトミックスの改善等のコスト削減施策の更なる進捗により、対前年度比で大幅な増益となることを見

込んでおります。

また、本件の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味されておりません。

(単位：百万円)

	2023年3月期 (9ヶ月)	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高	141,878	135,379	118,998	119,140	119,431
営業利益	△7,481	△947	6,877	10,384	12,971
E B I T D A	△3,224	3,451	11,496	15,431	18,214
フリー・キャッシュ・フロー	△6,623	37,276	9,595	5,644	7,931

(注)「計画発注、計画生産」とは、メディパルグループの医療用医薬品等卸売事業会社が、当社に対して計画的な発注を行うことで、当社における生産スケジュールの適正化及び効率的な在庫管理につなげることを企図した施策をいいます。

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しておりますが、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中又は計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難となる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されています。

更に、本特別委員会は、赤坂国際会計から本株式価値算定書に記載されている当社普通株式の株式価値の算定結果及び本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により当社の少数株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額が、割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の2022年11月14日付意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

② 当社における、当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の入手

当社は、本特別委員会において、本第三者割当増資の必要性及び相応性、並びに、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にとって不利益ではないかに関する意見を諮問し、本第三者割当増資には必要性及び相応性が認められ、また、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない旨の答申書を取得しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所

は、当社及び割当予定先から独立しており、当社及び割当予定先との間に重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認

2022年11月14日開催の取締役会においては、特別の利害関係を有しない9名が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。なお、当社代表取締役社長の田村友一氏は、同日現在、自ら並びに自らが代表取締役を務める株式会社TAMURA及びその完全子会社である株式会社拓を通じて当社の株式8,504,448株（議決権の個数85,044個、議決権所有割合12.08%）を保有しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、当該取締役会を欠席しております。

(3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

① 端数処理の方法に関する事項

ア. 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を当社にて取得することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、36円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

イ. 会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合における、売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由）

a. 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称

日医工株式会社

b. 日医工株式会社が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、2023年1月17日現在、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払のための資金に相当する額の現預金を有しております。また、当社において、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、割当予定先による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

c. 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2023年4月から2023年5月を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年4月から2023年5月を目途に当該当社普通株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2023年5月から2023年6月を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(4) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、本第三者割当増資における本新株式の払込金額（約31.57円）に対して14.02%のプレミアムを付した金額である36円を乗じた金額に設定することを予定しております。この金額は、本取締役会決議日の前営業日である2022年11月11日の終値362円に対しては90.06%のディスカウントとなります。しかしながら、上記（1）に記載のとおり、本株式併合

交付見込金額は、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を経て、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであり、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、200億円規模の資本金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社が当社の少数株主の皆様を提供できる現時点で最善の条件であり、当社の少数株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額（36円）については、相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重大な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 継続企業の前提に関する事項

上記2.(1)に記載のとおり、当社は、2022年3月期において、北米事業にて投資を継続してきた、バイオシミラー（バイオ医薬品の後続品）、オーファンドラッグ製剤（希少疾病治療薬）の開発計画全体を見直したことに起因して、北米事業における投資に伴い計上していたのれん、バイオシミラー・オーファンドラッグ製剤等の開発に係る無形資産を中心に84,130百万円の減損損失を2022年3月期において計上することとなり、また、2022年3月期は104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上することとなり、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下いたしました。加えて、当連結会計年度（2023年3月期）においても、継続的に営業損失及び親会社の所有者に帰属する四半期損失を継続的に計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

② 本事業再生ADR手続の正式申込及び受理、本事業再生計画の成立

上記2.(1)に記載のとおり、当社は、厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、本対象債権者の同意の下で、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2022年5月13日開催の取締役会において、本事業再生ADR手続の申込を決議し、事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。）に対し、本事業再生ADR手続についての正式な申請を行いました。

その後、当社は、2022年5月26日に、本対象債権者の出席の下、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、その後、当社は、本事業再生計画案を策定し、2022年11月16日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2022年12月28日に開催した事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者から合意をいただき、本事業再生計画が成立いたしました。

本事業再生計画の内容には、本新株式の払込みの日に本対象債権者たる全てのお取引金融機関15社から55,784,651,484円の債務免除を受けることが含まれております。なお、この金額は、2022年12月28日時点で債務免除が確定した金額であり、今後、上記金額に加えて最大42,715,348,516円（上記金額と合計して最大98,500,000,000円）の債務免除を受けることがあります。

③ 本第三者割当増資

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、割当予定先を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当増資による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、総額で約25億円（1株当たり36円）の金銭を交付すること（本株式併合）等について決議いたしました。

上記の取締役会決議は、割当予定先が本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、当社を割当予定先の完全子会社とすることを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

④ 北米事業に係る減損損失の計上

上記2.(1)に記載のとおり、S a g e n tグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや(2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失)、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準(IFRS)に基づき減損テストを実施いたしました。その結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、S a g e n tグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失47,417百万円を計上いたしました。

以上